

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月24日(木)14時00分～15時00分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二					
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清			
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番	吉原 正紀	
			6番	安井 常人	7番	上峠 数博	
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番	中司 睦枝	
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番	原 弘子	
	15番	片山 博	16番	高橋 泰登	17番	八津川 和司	

欠席委員 1人(5番 松森 智)

4. 農地利用最適化推進委員の出席 16人(推進委員総数18人)

江良 宗登	中司 邦弘	笠井 博志	檀上 健	—————	—————
小川 隆三	上 清五郎	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
松浦 徳和	村上 佐代子	藤岡 正宏	江田 敏道	佐々木 崇	植原 宗哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第53号 非農地証明申請について
議案第54号 尾道市空き家バンクに付随する農地指定について
議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)

第3 議案(報告事項)

報告第49号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第50号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する受理について
報告第51号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
報告第52号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による
転用届出に対する受理について
報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第54号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志
事務局職員 高橋 知佐子 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

職員 三木 由季 泉 唯

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は4番・吉原正紀委員、6番・安井常人委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は16名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第51号、申請番号118番から129番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号118番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は栗原町の1筆、現況地目は畑、面積は196㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は2,474.99㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、11月4日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号119番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は浦崎町の2筆、現況地目は田と畑、面積は合計で459㎡です。 譲渡理由は遠隔地に居住するため経営縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は1,519㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、11月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号120番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は百島町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で2,162㎡です。 譲渡理由は遠隔地に居住するため経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 譲受人の経営面積は143㎡ですが、今回譲り受ける面積が2,162㎡ですので、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、11月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号121番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は御調町野間の1筆、現況地目は田、面積は978㎡です。 譲渡理由、譲受理由ともに、相手方の要望によるです。 譲受人の経営面積は2,222㎡で、下限面積の2,000㎡を充たします。 この申請については、11月8日、土山委員、上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号122番と申請番号123番は、関連案件のため一括して説明いたします。</p> <p>申請番号122番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は御調町白太の1筆、現況地目は畑、面積は42㎡です。</p> <p>申請番号123番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は御調町大蔵の田が1筆、白太の田が14筆、同じく白太の畑が11筆、中原の畑が1筆で、合計で田が15筆で9,247㎡、畑が12筆で5,261㎡、総合計面積14,508㎡です。</p>

両申請とも、譲渡理由は高齢で耕作困難なため後継者に贈与、譲受理由は農業後継者としてです。なお、譲受人の経営面積は14,550㎡で下限面積の2,000㎡を充たします。

この申請については、11月8日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号124番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は向東町の12筆、現況地目は畑、面積は合計で2,553㎡です。

譲渡理由は、遠隔地に居住するため経営縮小、譲受理由は、新規就農者としてです。

なお、譲受人の住所は福岡市ですが、現在年間70日ほど、当該農地に隣接する実家を訪れており、近い将来そこに転居する予定となっています。それまでは、同町の親戚にも畑の管理を依頼し、耕作する予定となっております。

譲受人は新規就農者のため、経営面積はありませんが、今回譲り受ける面積が2,553㎡なので、下限面積の1,000㎡を充たします。また、営農計画書では、花・野菜・果物を作付けし、JAなどに出荷する内容となっています。

この申請については、11月7日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号125番、権利の種類は贈与による所有権移転です。

申請地は向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,590㎡です。

譲渡理由は、農業経営の規模縮小、譲受理由は、農業経営の規模拡大のためです。

譲受人の経営面積は、3,333.10㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。

この申請については、11月7日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号126番、権利の種類は贈与による所有権移転です。

申請地は向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で374.62㎡です。

譲渡理由は、農業経営の規模縮小、譲受理由は、農業経営の規模拡大のためです。

譲受人の経営面積は、2,367㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。

この申請については、11月7日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号127番、権利の種類は贈与による所有権移転です。

申請地は因島田熊町の1筆、現況地目は畑、面積は631㎡です。

譲渡理由は遠隔地に居住するため経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。

譲受人の経営面積は1,654㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。

この申請については、11月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号128番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は因島原町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で515㎡です。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。

譲受人の経営面積は1,143.67㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。

この申請については、11月9日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号129番、権利の種類は、令和11年3月31日までの使用貸借権の設定です。

申請地は瀬戸田町荻の2筆、現況地目は畑、面積は合計で5,710㎡です。

貸渡理由はシトラスパーク瀬戸田活用事業のため、借受理由は農業経営を含むシトラスパーク瀬戸田の事業に取り組むためです。

借受人は新規経営者ですので経営面積はありませんが、今回借り受ける面積が5,710㎡ですので、下限面積の3,000㎡を充たします。また、営農計画書の添付があり、レモンを生産して出荷する予定となっております。

この申請については、11月9日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号118番から129番までにつきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

11番委員

申請番号124番と125番について補足説明します。124番は新規就農ということで現地調査の時に受人さんが夫婦で来られました。こちらに帰ってきて、必ず耕作をすると言われていましたので、大丈夫と思いました。125番については、テレビでも時々見かけますが、ヤギを飼って熱心に自然農法に取り組んでおられる方です。少々農地は荒れてはいますが、きちんとやってくれるだろうということで、林原推進委員と認めることとしました。

議 長 他にございますか。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号118番から129番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第52号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第52号、申請番号166番から174番までを議案書をもとに説明)

説明の前に訂正事項があります。166号の施設の概要に延床面積136.80㎡とありますが正しくは、建築面積74.32㎡です167号も延床面積109.30㎡とありますが正しくは建築面積62.93㎡となります。

申請番号166番、申請内容は、贈与による所有権の移転です。
所在は美ノ郷町中野の1筆、地目は田、農振農用地区域外、283㎡の転用計画です。
申請地は都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、一般住宅1棟、建築面積74.32、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は申請地を取得して、住宅として使用したいというものです。
この申請については、11月4日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号167番、申請内容は、使用貸借権による権利の設定です。
所在は美ノ郷町猪子迫の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、計157㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は住宅用地で、住宅1棟、建築面積62.93㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は申請地を取得し、住宅を建設する予定で、都市計画法に基づく建築許可見込みです。

この申請については、11月4日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号168番、申請内容は、売買による所有権移転です。
所在は木ノ庄町木門田の3筆、地目は畑、農用地区域外、計328.18㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分は第2種農地と考えられます。
転用目的は資材置き場用地で、スクラップ置き場、大型車用駐車場2区画が計画されています。

譲受人は金属屑業を営む法人であり、申請地を取得し資材置き場兼駐車場としたいというものです。

なお、この申請につきましては、公図と現況とでの相違が大きいため譲渡人に境界の確認を行いました。

また、譲受人が許可前に工事を行っているのを確認したため、顛末書に経緯、原因、再発防止策を記載してもらい、提出させました。

166から168までの申請については、11月4日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査行いました。

申請番号169番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は浦崎町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、591㎡の転用計画です。
申請地は、市街化区域外にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は駐車場用地で、駐車場4区画が計画されています。

譲受人はホテルその他宿泊施設などを営む法人で、申請地を取得して、従業員用の駐車場としたいというものです。

この申請については、11月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号170番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は御調町丸門田の1筆、地目は田、農振農用地区域外、1,173㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル468枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く太陽光発電及び売電事業を営む法人で、申請地を取得して太陽光発電設備を設置したいというもので、経産省による設備認定を受けております。

この申請については、11月8日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地には隣接する農地があることから、事前に農地所有者に対し事業説明を行っており、事業に対する同意書が提出されております。

申請番号171番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は御調町大田の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計82㎡の転用計画です。
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は、道路用地で、進入路が計画されています。

譲受人は、宅地建物取引業免許を取得している個人事業主であり、現在、隣接地で宅地造成工事を行っておりますが、進入路の幅員が不足していることが判明したことから、申請地を買い受けて、宅地までの進入路として利用したいというものです。

この申請については、11月8日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号172番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。
所在は向島町の2筆、地目は畑及び宅地、農振農用地区域外、合計350㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分その他2種と考えられます。
転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積91.91㎡、駐車場3区画、合併浄化槽が計画されています。

借受人は、母名義の土地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

なお、申請地の一部に建築物があるため、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、11月7日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号173番、所在は瀬戸田町鹿田原の2筆、地目は畑、農振地域外、1,598㎡の内0.40㎡の一時転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と考えられます。

一時転用目的は、営農型太陽光発電設備で太陽光パネル378枚、発電量96.0kw(189枚 48.0kw)パネル面積704.50㎡、支柱216本です。

借受人は、瀬戸田町内に本店を置く不動産管理業や太陽光発電による売電事業などを営む法人です。

貸渡人は当該法人の役員であり、本件農地の営農者です。

申請地は平成25年12月18日付けで農地法第5条により3年間の一時転用許可を受けて、営農型太陽光発電設備を設置しております。

また、平成28年及び令和元年に、それぞれ3年間の一時転用の更新を受けており、今回も、引き続き、3年間の一時転用の更新を行いたいというものです。

転用面積の0.40㎡は、太陽光発電設備の支柱、216本の合計面積です。

この申請については、11月9日、片山委員、植原推進委員と事務局職員が営農者立ち会いのもと現地調査を行いました。

営農型太陽光発電については、地域の平均的な単収と比較して、おおむね2割以上減少している場合には、適切な営農ではないということで、更新が認められないこととなっております。

申請地のパネル下部では、いしじみかんを苗木から植栽し、今年が9年目となっておりますが、育成状況及び収穫状況は芳しくないのが現状です。

申請者によれば、肥培管理は継続しているものの、寒波の影響で作物が育ちにくいとのことでありました。また、パネル配置においても、採光が不足していることも認識しておりますが、改善策として、パネル配置間隔を替えることに対しても、費用面で困難であるとのことでありました。

本件は農業員委員会としても、適切な営農が継続されているとは認め難い案件であり、この度、申請者に対して、「灌水設備を整えること」、「堆肥の回数や分量を増やし地質の向上を図ること」、「収穫量及び肥培管理記録を農業委員会に提出すること」、「肥培管理を継続し、収穫量の増量に努めること」、以上、4点について、口頭及び文書により改善指導を行いました。これに対し申請者も指導事項に取り組み、営農の改善を図りますとの、文書による回答がありました。

今後も、申請者に対しては、継続して指導事項の確認を行ってまいります。

今回の更新申請については、申請者の営農の改善意思を確認し、経過をさらに観察する必要があることから、許可の更新が妥当であると判断したものであります。

なお、本件は営農型太陽光発電設備による一時転用の更新案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号174番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は瀬戸田町垂水の3筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計1,204㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は、貸別荘用地で、菜園付貸別荘4棟、建築面積205.32㎡、駐車場、平庭、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、瀬戸田町内に本店を置く、書籍や文具の販売、飲食店の経営、不動産賃貸業及び管理事業などを営む法人であり、この度「農業・宿泊・観光を融合した生き方の提案で町の活力・魅力のアップ」と題した事業計画が、国の事業再構築補助金の採択を受けたことにより、申請地を買い受けて、短期及び長期に滞在可能な営農体験型菜園付貸別荘を運営したいというものです。

この申請については、11月9日、岡本委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

<p>15番委員</p> <p>議 長</p>	<p>申請番号173番の営農型太陽光について、3回目の更新で、指導はしてきたが生育が悪い。パネルのせいで日陰になり採光ができていない。</p> <p>県内では柑橘で初めての営農型の取組だった。農林水産省で要件等ができていない時で、1年待ってもらった。県の就農支援課もこの件は知っている。</p> <p>瀬戸田で他に2件営農型を行っているが、パネルを高くし、採光できるようにし、上手にしている。</p> <p>この件は今まで改善があまり見られないが、申請者は改善すると言っているので、今後も確認していきたいと思う。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(補足説明、質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号166番から174番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。</p> <p>なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。</p> <p>また申請番号173番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第53号「非農地証明申請」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第53号、非農地証明申請について、ご説明いたします。</p> <p>(議案第53号、申請番号73番から78番までを議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号73番、向島町の1筆、現況地目は山林、面積は23㎡です。利用状況は、昭和50年ごろから耕作しておらず、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。</p> <p>農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。</p> <p>この申請については、11月7日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。</p> <p>申請番号74番、向島町の1筆、現況地目は公衆用道路、面積は102㎡です。利用状況は、昭和53年ごろから道路として利用されている状況です。</p> <p>農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。</p> <p>この申請については、11月7日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、公衆用道路に判定されました。</p> <p>申請番号75番、向島町立花の1筆、現況地目は原野、面積は737㎡です。利用状況は、昭和50年ごろから耕作しておらず、現在は原野化している状況です。</p> <p>農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。</p> <p>この申請については、11月7日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。</p> <p>申請番号76番、向島町立花の1筆、現況地目は雑種地、面積は29㎡です。利用状況は、昭和50年ごろから耕作しておらず、現在は隣接する老人ホームの駐車場と一体となって利用されている状況です。</p> <p>農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。</p> <p>この申請については、11月7日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、雑種地に判定されました。</p>

申請番号77番、向島町立花の1筆、現況地目は宅地、面積は109㎡です。
利用状況は、昭和50年ごろから耕作しておらず、現在は宅地と一体利用されている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、11月7日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号78番、向島町立花の1筆、現況地目は宅地、面積は105㎡です。

利用状況は、昭和28年度頃に祖父が自宅を建築し、現在も引き続き宅地として利用している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、11月7日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号73番から78番までは原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、議案第54号「尾道市空き家バンクに付随する農地指定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第54号、尾道市空き家バンクに付随する農地指定について、ご説明いたします。

(議案第54号、申請番号4番を議案書をもとに説明)

申請番号4番、申請地は、因島三庄町の2筆、いずれも登記地目は畑、現況地目は畑で、面積は合計で634㎡です。参考に図面をつけておりますのでご覧ください。

申請者は、因島三庄町の下限面積1,000㎡を充たさないため、空き家バンクに付随する農地として指定登録し、空き家と農地をセットで売却することを希望しています。

空き家の概要は、木造瓦葺2階建、延床面積99.98㎡、築45年で、農地については、空き家から20m内の無理なく耕作できる範囲にある状況です。

この申請については、11月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

この農地は、尾道市空き家バンクに付随する農地の下限面積指定要領第4条各号の適用条件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号4番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第55号、農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

(議案第55号、申請番号174番から177番までを議案書をもとに説明)

番号174番、土地の所在は、原田町小原字野々内、地目は、現況登記ともに畑、面積は5,002㎡、他2筆で、合計面積は、6,967㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10a当たり100円、利用目的は果樹です。契約期間は令和4年12月1日から令和14年12月31日です。

番号175番、土地の所在は、原田町小原字野々内、地目は、現況登記ともに畑、面積は617㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10a当たり100円、利用目的は果樹です。契約期間は令和4年12月1日から令和14年12月31日です。

番号176番、土地の所在は、御調町丸河南字湯戸、地目は、現況登記ともに田、面積は2,740㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10a当たり5,000円、利用目的は水稻です。契約期間は令和4年12月1日から令和14年12月31日です。

番号177番、土地の所在は、御調町丸河南字国兼、地目は、現況登記ともに畑、面積は132㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10a当たり5,000円、利用目的は野菜です。契約期間は令和4年12月1日から令和14年12月31日です。

これらの農地については、農地中間管理機構から借り受けする耕作希望者はすでにおり、これについては、審議事項2で審議させていただきます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号174番から177番までは原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項（２）「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

事務局

それでは、審議事項（２）「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、ご説明いたします。

（議案書をもとに説明）

この審議事項は、先ほど審議、決定しました議案第５５号の農地中間管理機構から担い手への配分計画です。

今回は２件６筆の農用地利用配分計画（案）についてです。本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審議されたものです。

申請の１件目、番号１～２番、御調町丸河南の２筆、合計２，８７２㎡についてです。農地中間管理機構から転貸後は法人（皆童丸）の水稻と野菜の生産用地として使用されます。権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和１４年１２月３１日までです。

次に申請の２件目、番号３番～６番、原田町小原の４筆、合計７，５８４㎡についてです。

農地中間管理機構から転貸後は株式会社〇〇〇の果樹の生産用地として使用されます。権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和１４年１２月３１日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

８番委員

株式会社〇〇〇の経営状況を教えてほしい。

２番委員

福山市にある会社で、ぶどう栽培を熊野町や沼隈町で１haくらい行っている。原田町にある７反位の荒廃農地を紹介したところ、ハウスの残骸や雑木があるが、整備してやっていきたいとのことで、入植することとなった。尾道で作ったものは尾道のJAに出荷する予定。

議 長

他にございますか。

（補足説明、質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号番 から 番までは原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

農林水産課の方、ご苦労様でした。

[農林水産課、退席]

議 長

次に、報告事項に入ります。
報告第49号から第54号までを一括して審査を行います。
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
(質問、意見なし)
質疑がないようなので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

議 長

次に、その他に入ります。
まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。
報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。

各委員

(活動状況報告：省略)

議 長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

(その他・連絡事項について説明)

議 長

ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

事務局

(質疑応答)

議 長

それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。
閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

副会長

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。
本日はご苦労様でした。